

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名	PRUグッドライフ2050(年金)
愛称	ゴールデン・ゲート
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合
4. 商品属性	
当初設定日	2010年6月16日
信託期間	約40年6ヶ月(2010年6月16日～2050年12月15日)
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	PRU国内株式マザーファンド受益証券、PRU国内債券マザーファンド受益証券、PRU海外株式マザーファンド受益証券およびPRU海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記主要投資対象への投資を通じて、わが国および海外の株式・公社債等への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ投資信託財産の中長期的な成長を目指します。 ● 下記の組入比率を基本ガイドラインとし、この基本ガイドラインに基づいてポートフォリオを構築します。 PRU国内株式マザーファンド受益証券:38.750% PRU国内債券マザーファンド受益証券:30.250% PRU海外株式マザーファンド受益証券:23.250% PRU海外債券マザーファンド受益証券:4.750% 短期金融商品:3.000% ● 基本ガイドラインは償還時期に向け株式の組入比率を漸減させ、公社債および短期金融商品の組入比率を漸増させます。これにより、償還日に近づくにしたがって株価等の変動リスクを低減させる運用を目指します。ただし、市況動向等の変化によっては、基本ガイドラインを見直す場合があります。 ● 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式の実質投資割合には制限を設けません。 ● 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の60%以下とします。 ● 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
ベンチマーク	各マザーファンドのベンチマークは以下のとおりです。 PRU国内株式マザーファンド：東証株価指数(TOPIX) PRU国内債券マザーファンド：NOMURA-BPI(総合) PRU海外株式マザーファンド：MSCI KOKUSAI インデックス(円換算ベース) PRU海外債券マザーファンド：FTSE世界国債インデックス(除く日本)
決算日	12月15日(ただし、休業日の場合は翌営業日となります。)
収益分配	年1回の決算時(原則として12月15日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は自動的に再投資されます。
償還条項	委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき等は、受託銀行と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。
5. 購入方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上 1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には以下の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年0.495%(税抜年0.45%) (内訳:委託会社0.22%(税抜0.20%)、販売会社0.22%(税抜0.20%)、受託会社0.055%(税抜0.05%))
信託財産留保額	ありません。
その他費用	● 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(消費税等相当額を含む)および受託者の立替えた立替金の利息等は、投資信託財産の中から支弁されます。

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内 容
7. 費用	
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ●目論見書および運用報告書等の作成に係る費用等 純資産総額の年0.05%を上限に、かつ当該費用の実費の額以内の額を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日ならびに毎計算期末および信託終了のときに投資信託財産から支弁されます。 ●ファンドの監査費用 純資産総額の年0.0055% (税抜0.005%)を上限とし、かつ当該費用の実費の額以内の額を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日ならびに毎計算期末および信託終了のときに投資信託財産から支弁されます。
8. お申込み不可日等	<p>ニューヨークもしくはロンドン証券取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日の場合は、購入・換金の申込みの受付は行いません。</p> <p>ニューヨーク、ロンドンのいずれかの証券取引所における取引の停止その他のやむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、お取扱いできない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。</p>
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ●確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税はされません。 ●加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み 損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ●基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。 ●当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な 変動要因等	<p>ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。主なリスク要因は次の通りです。</p>
株価変動リスク	<p>株式等の価格動向は、国内外の政治・経済情勢の影響を受けます。このため当ファンドが実質的に組入れている株式の値動きにより基準価額は変動します。また、当ファンドが実質的に組入れている株式を発行する企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、当ファンドに重大な損失を生じさせることがあります。</p>
金利変動リスク	<p>一般的に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。</p>
為替変動リスク	<p>一般的に、外国為替相場が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。なお、当ファンドでは実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。このため、円と投資対象国通貨との為替レートの変化がファンドの資産価値に影響を与えます。</p>
信用リスク	<p>信用リスクとは、証券の発行体が財政難、経営不振などにより、利息・配当や投資元本を予め決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)を言います。一般に債務不履行が生じた場合あるいは予想される場合には当該証券の価格は下がり、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。</p>
資産配分リスク	<p>当ファンドでは基本ガイドラインに基づいて、ポートフォリオを構築し、各マザーファンドへの資産配分を行います。また、この基本ガイドラインは、償還時期が近づくにしたがって株式の組入比率を漸減させ、公社債および短期金融商品の組入比率を漸増させることにより、時間の経過とともに株価等の変動リスクを低減させる運用を目指します。この資産配分は当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益の悪い資産の配分が大きい場合や複数またはすべての資産価値が下落する場合には、各資産の投資成果が各資産のベンチマークと同等あるいはそれ以上のものであったとしても、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性もあります。</p>
カントリーリスク	<p>当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、基準価額が下がる要因となる可能性があります。</p>
12. セーフティー ネットの有無	<p>投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険および保険契約者保護機構の保護対象にはなっていません。</p>
13. 持分の計算方法	<p>解約価額 (= 基準価額) × 保有口数 ※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。</p>
14. その他ご留意 いただく事項	<p>PRUグッドライフ2010(年金)の償還の際には、購入のお申込みは償還日の8営業日前から、解約のお申込みは5営業日前からの受付が不可となりました。本商品の償還にあたっては事前にスケジュール等をご案内いたします。</p>
15. 委託会社	<p>PGIMジャパン株式会社 (信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。)</p>
16. 受託会社	<p>株式会社りそな銀行(信託財産の保管・管理を行います。) (再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)</p>

(運営管理機関) りそな銀行

- ◆当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。